

[事案 27-82] 契約者貸付無効等請求

・平成 28 年 6 月 2 日 裁定不調

<事案の概要>

保険料の自動振替貸付は、募集人から誤った説明を受けて行ったものであることを理由に、自動振替貸付の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年 8 月に契約した終身保険について、平成 2 年 10 月分から平成 5 年 1 月分、および平成 8 年 5 月分から同年 7 月分の保険料を自動振替貸付で支払ったが、以下の理由により、自動振替貸付を無効としてほしい。

- (1)平成 2 年 9 月頃、募集人に保険料支払いが厳しいことを相談すると、「保険を一時的に停止する方法がある。」「お金は一切かからないし弊害もない。」と説明されて手続きしたものである。
- (2)自分は、保険料を支払わなければ保障が止まると理解していた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)平成 2 年 10 月分の保険料について自動振替貸付が行われた際、募集人は申立人に対し制度の内容を説明している。
- (2)保険料の自動貸付は約款規定によって手続きが行われたものである。
- (3)当社から自動振替貸付前には立替予告通知を送付し、自動振替貸付後には立替を知らせる通知を送付しており、書面で改めて制度を説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、自動振替貸付開始時の募集人の説明内容に不十分な点があったかどうかなどを把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が誤説明を行った事実は認められず、自動振替貸付の無効は認められないが、以下のとおり、募集人の行為に不十分な点が認められるので、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。

- (1)自動振替貸付の利息が高利率であるにもかかわらず、20 年以上の長期間にわたり返済せずに放置されていたことや事情聴取の内容などを踏まえると、申立人が自動振替貸付およびその利息について誤解をしていた可能性は否定できない。
- (2)募集人は申立人に返済を促すなどの何らかの対応をすべきであった。